

隠 監 第 9 号
令和 7 年 8 月 29 日

隠岐の島町長

池 田 高 世 偉 様

隠岐の島町監査委員 嶽 野 正 弘



同 西 尾 幸 太 郎



令和 6 年度隠岐の島町公営企業会計歳入歳出決算の
審査意見等について（報告）

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、令和 7 年 8 月 1 日付隠総第 109 号にて
審査に付された令和 6 年度隠岐の島町公営企業会計歳入歳出決算について審査したの
で、その結果について別紙のとおり意見を提出します。

併せて、財政健全化法第 22 条の規定による「公営企業の経営健全化審査」を実施し
たので報告いたします。

令和6年度隠岐の島町公営企業会計 歳入歳出決算の審査意見

第1 審査の概要

1、審査の対象

令和6年度における企業管理者所属の、水道事業会計及び下水道事業会計の決算を対象とした。

2、審査の期間

令和7年8月1日から同年8月29日まで

うち審査実施日（登庁による事業主管課等の調査実施日）

8月 1日（金）	8月 4日（月）
8月 5日（火）	8月20日（水）
8月25日（月）	8月26日（火）
8月29日（金）	以上7日間

なお、別途監査依頼された一般会計・特別会計の決算審査と同期間に行い、また、8月18日(月)と8月19日(火)の例月出納検査時にも必要に応じて審査を行った。

3、審査の手続き

決算審査に当たっては、町長から提出された「決算報告書」「財務諸表」「事業報告書等の決算附属書類」について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続を隠岐の島町監査基準に準拠して実施した。

第2 審査の結果

1、提出書類について

審査に付された「決算報告書」「財務諸表」「事業報告書等の決算附属書類」は、関係法令に準拠して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数に誤りはなく、当事業の経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

2、予算執行状況について（金額は税込）

（1）水道事業

R6 年度隠岐の島町水道事業決算報告書に基づき、予算額に対する決算額の状況について報告する。

（参照：水道事業決算書 p 2～、別表①から④）

① 収益的収支について

収益的収入は、予算額 6 億 5,527 万 2 千円に対して収入額は 6 億 874 万円で収入率は 92.9%、一方、支出の予算額は 6 億 3,315 万 4 千円に対し支出額は 6 億 133 万 7 千円で、執行率は 95.0%である。収支予算額はともに R5 年度を下回ったが、支出額は執行率が高く決算額も R5 年度を上回り、収支差引は R5 年度より 6,651 万 3 千円減少した 740 万 3 千円でした。

収益の内容ですが、水道料金などの営業収益は、予算額 4 億 3,707 万 7 千円に対し 3 億 8,964 万 9 千円で収入率は 89.1%でした。隔月検針による調定方法の変更によって減少が生じたものである。

他会計補助金や長期前受金戻入（旧簡水債の元金繰入分）などの営業外収益の決算額は 2 億 1,809 万 5 千円で収入率は 100.0%でした。

支出における営業費用は、予算額 5 億 7,024 万 7 千円に対して、執行率 95.2%の 5 億 4,277 万 1 千円の決算となり、営業外費用は予算額 5,895 万 6 千円に対して、執行率 99.2%の 5,846 万 4 千円の決算でした。

② 資本的収支について

資本的収入の予算額 2 億 2,105 万 4 千円に対して収入率 92.9%の決算額は 2 億 539 万 8 千円、一方、支出予算額 4 億 3,208 万 7 千円に対して執行率 93.7%で 4 億 491 万 8 千円の決算でした。

約 2 億円の収支予算の差がある中で、結果、収支の不足額 1 億 9,952 万円が生じ、減債積立金や損益勘定留保資金などで補填した。

（2）下水道事業

次に、R6 年度隠岐の島町下水道事業決算報告書に基づき、予算額に対する決算額の状況について報告する。

（参照：下水道事業決算書 p 2～、別表⑤から⑧参照）

① 収益的収支について

収益的収入は、予算額 8 億 6,694 万 8 千円に対して収入額は 7 億 5,345 万 2 千円で収入率は 86.9%、一方、支出の予算額は 8 億 7,338 万 1 千円に対し支出

額は 8 億 9,046 万 6 千円で、執行率は 102.0%である。R6 から公企会計になったことから年度比較は困難だが、参考に別表⑤で比較してみた。打切り決算であった前年度より収入率、執行率ともに上回っている。

下水道使用料などの営業収益は、予算額 1 億 9,782 万 5 千円に対して収入額は 1 億 8,377 万 3 千円で収入率は 92.9%でした。他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は、6 億 5,712 万 3 千円の予算に対し 5 億 4,209 万 1 千円の収入で収入率は 82.5%でした。

支出における営業費用は、予算額 8 億 308 万 1 千円に対して、執行率 96.4%の 7 億 7,426 万 3 千円の決算となり、営業外費用は予算額 6,485 万 1 千円に対して、特定収入（国庫補助金など）の消費税等で 4,677 万 7 千円超過した執行率 172.1%の 1 億 1,162 万 8 千円の決算でした。

② 資本的収支について

資本的収入の予算額 19 億 2,538 万 1 千円に対して収入率 84.1%の決算額は 16 億 2,014 万 8 千円、一方、支出予算額 19 億 5,172 万 5 千円に対して執行率 73.2%で 14 億 2,814 万 2 千円の決算でした。

収支予算の差が 2,634 万 4 千円と支出予算が上回る中で、決算額は、収支差額で 1 億 9,200 万 6 千円の黒字となりましたが、翌年度への繰越額が 4 億 3,820 万 1 千円生じたことから、形式的には 2 億 4,619 万 5 千円の不足が生じることになるが、この不足額は R7 年度の繰越事業なので補助金等で補填されます。

3、経営状況について(金額は税抜き)

(1) 水道事業

損益計算書による営業収益は、3 億 5,436 万 6 千円で前年度より 10.2%4,012 万 2 千円の減、うち給水収益は 3 億 5,317 万円で前年度より 10.2%4,022 万 8 千円の減でした。減収の要因は、給水人口は 211 人(1.6%)減少し、有収水量が 148,095 m³ (9.9%) 減少したことによるものである。有収水量の減は隔月検針に変更したことによる影響もあり、有収率 71.9%は R5 年度より 6.1 ポイントの減である。

一方、営業費用は、5 億 2,961 万 6 千円で前年度より 2,028 万 7 千円 (4.0%) 増額の決算となり、1 億 7,525 万円の営業損失が発生した。

しかし営業外の収支で、長期前受金戻入などの収益があり 1 億 8,121 万 5 千円の利益を計上することになり、経常利益では 334 万 2 千円となった。

結果、R6 年度の純利益は 415 万 5 千円で、資本的収支の不足額に充当した

1,731 万 1 千円を加えて、当年度未処分利益剰余金は 2,146 万 6 千円の決算となった。

(参照：水道事業決算書 p 6～、参考資料 p 3、及び別表②)

(2) 下水道事業

損益計算書による営業収益は、1 億 7,157 万 1 千円で、うち下水道使用料は 1 億 2,215 万 3 千円でした。処理水量は 8.7%増えたものの有収水量は 2.1%減少しており、隔月調定の影響が出ていますが、打切り決算をした前年度との比較はできません。一方、営業費用は、7 億 5,065 万 7 千円で、収支差の 5 億 7,908 万 6 千円の営業損失が発生した。

しかし、営業外の収支で、長期前受金戻入などの収益があり 3 億 9,110 万 1 千円の利益を計上することになり、経常損失は 1 億 8,798 万 6 千円にとどまった。特別利益もあり、R6 年度の純損失は 1 億 6,501 万 5 千円で、翌年度以降に繰越すことになった。

(参照：下水道事業決算書 p 6、p 19、及び別表⑥)

第3 審査意見

1、健全な企業運営について

(1) 水道事業

黒字決算となって、前述の 2,146 万 6 千円の未処分利益剰余金については、資本金への組入れなどの処分案が提出されている。

隔月検針による収益の減収は単年度で整理できるが、給水人口減などに伴う有収率の低下を早急にとどめ、施設の更新など資本的収支の財源補填に対応できるだけの収益的収支の改善が望まれる。将来の事業計画に伴う財政負担を考慮した中長期的な計画策定のもと、住民の為に健全な企業運営を求めるものである。

(2) 下水道事業

1 億 6,500 万円もの繰越欠損金は 4 億 1,672 万円の出資金の受入れがあったことで R6 年度は対応できたものの資本金には限度があり、将来における施設等の更新に耐えうる体力をつけるため早急に経営改善を含めて将来計画を練ることが必要である。

2、収入未済金について

(参照：別表⑨)

(1) 水道事業

決算書の状況（貸借対照表—流動資産—未収金のうち水道料）

現年未収金 3,345 万 2 千円(3 月調定分 3,591 万 2 千円)

過年分 1,648 万 9 千円 計 4,994 万 1 千円

(参考) 審査時点の調査の状況（担当課提出の水道料未収金調書）

1,680 万 9 千円

水道料の未収金は、決算時には 3 月調定分が収入時期の関係から収入未済処理扱いされることから、決算審査時に担当課から提出された直近の調査数値（7 月末日時点）が滞納の実態ととらえている。

直近の未収額 1,680 万 9 千円は、前年度（1,696 万 5 千円）より 15 万 6 千円の減である。未納者数は 245 名で、前年度調査時点より 49 名の増となって、新規未納者が 49 名もいる。また 50 万円以上の大口未納者は、前年度から 1 名減って 5 名となり、その滞納額は 551 万 7 千円との調査数値である。

(2) 下水道事業

決算書の状況（貸借対照表—流動資産—未収金のうち下水道使用料）

現年未収金 2,407 万 8 千円

(2 月と 3 月調定分 2,436 万 6 千円)

過年分 128 万円 計 2,535 万 8 千円

(参考) 審査時点の調査の状況（担当課提出の下水道使用料未収金調書）

186 万 3 千円

調査によると、直近の未収額は 186 万 3 千円で、未納者数は 92 名である。

収入未済が発生しないように、徴収業務には、より一層努力して、経営の安定、住民負担の公正性を確保していただきたい。

以上、令和 6 年度公営企業会計の決算審査の報告をいたします。

令和 7 年 8 月 29 日

隠岐の島町監査委員 嶽 野 正 弘

同 西 尾 幸太郎

令和6年度隠岐の島町公営企業の経営健全化の審査

第1 審査の概要

1、審査の対象

財政健全化法第22条の規定により提出された、令和6年度公営企業の水道事業会計及び下水道事業会計における資金不足比率、及びその算定基礎となる事項を記載した書類

2、審査の期間

令和6年度隠岐の島町公営企業会計歳入歳出決算の審査期間と同じ

3、審査の手続き

経営健全化比率である資金不足比率について、その算定基礎及び比率が適正に作成されているかどうか審査を行った。

第2 審査の結果及び意見

1、審査の結果

審査に付された資金不足比率、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	隠岐の島町比率	健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0%	

2、意見

経営健全化における実質的な資金不足を生じていないため、問題はない。
よって是正改善を要する事項はありません。

以上、令和6年度隠岐の島町公営企業の経営健全化の審査の報告をいたします。

令和7年8月29日

隠岐の島町監査委員 嶽 野 正 弘

同 西 尾 幸太郎